

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時	平成31年2月20日（水）午後2時30分～午後4時30分
場所	札幌地方裁判所裁判員候補者待合室（本館2階）
出席者	司会者 駒田秀和（札幌地方裁判所刑事第3部総括判事） 法曹出席者 坂田正史（札幌地方裁判所刑事第3部判事） 森 幹（札幌地方検察庁公判部検事） 奥田真与（札幌弁護士会弁護士）
裁判員経験者	8人（1番，2番，3番，4番，5番，8番，9番，10番）
補充裁判員経験者	2人（6番，11番）
報道機関出席者	
	北海道新聞 2人
	STV 1人
	HBC 1人
	u h b 1人

### <意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介，挨拶>

#### 司会者

ただ今より，裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は裁判員あるいは補充裁判員として参加された経験を有する10人の方にお集まりいただいております。ありがとうございます。私は札幌地方裁判所刑事第3部で裁判長を務めております駒田秀和と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

裁判員裁判については，平成21年5月21日に制度が始まり，間もなく10周年という節目を迎えることとなります。この間，札幌地裁では，昨年末までの間に，267人の被告人に対する裁判員裁判が行われ，裁判員として1521人，補充裁判員として525人の方に御参加いただいております。

全国で見ると，昨年末までに，裁判員として約6万6000人，補充裁判員として約2万2000人の方に御参加いただいております。

この10年近くの間，法曹三者で国民の皆様が参加しやすく，わかりやすい裁判となるよう，努力を続けて参りました。裁判員経験者からの貴重な御意見，御感想をいただき，運用改善に活用させていただいたことも多々あります。皆様からも，率直な御意見，御感想をいただくと幸いです。また，裁判員制度については，辞退される方の割合が増えていることが問題となっています。

経験者の皆様に参加するにあたっては御不安や御苦勞もあったかと思ひます。本日は，裁判に参加するために，あるいは参加して御不安な点や御苦勞された点などがどのように解消されたのか，もしくは解消されずに残ってしまったのか，さらには参加して裁判についてどのようにお感じになったのか，という点についてもお話を伺えたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は、私以外に、裁判所、検察庁、弁護士会からそれぞれ1人ずつ参加しております。簡単に自己紹介をお願いします。

坂田判事

札幌地方裁判所裁判官の坂田です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

森検事

札幌地方検察庁検事の森と申します。特に、検察官に対する厳しい意見をいただけたら今後の参考になりますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

奥田弁護士

札幌弁護士会の奥田真与と申します。私は裁判員裁判が始まる数年前から、裁判員制度実施本部というところの構成メンバーとして裁判所や検察庁と裁判員裁判をどう動かしたらよいのかということを検討してきました。私自身も裁判員裁判を何件か担当しています。今日は皆様の貴重な御意見を伺えることを楽しみにして参りました。よろしくをお願いいたします。

### <裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象等について>

司会者

本日は10人の方に御参加いただいておりますが、皆様の御紹介も兼ねて、どういった裁判に参加していただいたのか、順次簡単に御紹介させていただきながら、経験者の方に、まず、参加される前に裁判員制度に対し、どのようなイメージを持っていたのか、また、書類を受け取ったときに、どんなふう感じられたのか、その辺りからお伺いできればと思っております。

まず最初に、1番の方が参加された事件について御紹介いたします。これは強盗致傷の事件でありまして、共犯者らと共謀して、民家への侵入強盗を実行して、バールで叩くなどして、家の人にけがを負わせたのですが、金品自体は奪えなかったという事案でした。主に量刑が問題となりまして、判決は懲役4年6か月という結論でありました。

審理自体は、選任手続の他に4日間、裁判所にお越しいただきました。では、まず1番の方、最初、裁判員裁判に対してどのようなイメージをお持ちだったのか、また、裁判所に来てくださいというお手紙を見たとき、どんな風感じられましたか。

1番

制度ができたときには、自分には関係ないだろうと、たかをくくっていました。正直に言うと、選ばれたら嫌だなという気持ちはあったんですけども、はがきが来て、すでに身近で来ていた方がいたので、話は聞いてはいたんですけども、それでもまだ自分に来ることないだろうと思っていたので、来たときはまさかと思いました。ただ、辞退する気はなかったので、やらせていただいて、良い経験が出来たなと思って、今はすごく感謝しています。

司会者

ありがとうございます。次に、2番から6番の方が参加されたのは殺人未遂の事件でした。これは、高齢の被告人が将来を悲観して、同じく高齢の妻を包丁で刺して殺害しようとしたけれども、途中で思いとどまって110番通報をして未遂にとどまったという事案でした。事実関係に争いはなく、主として量刑が問題となったようではありますが、

この110番通報が自首にあたるかどうか問題となったというふうに聞いております。結論としては、自首は認めなかったけれども、懲役3年、4年間の執行猶予になったという事案でした。

裁判については選任手続の他に4日間、裁判所にお越しいただいたと聞いております。順番に、2番の方から、裁判員裁判に対するイメージとか、裁判所に来てくださいという手紙を受け取ったときの感想はいかがでしたか。

2番

イメージは、全くなかったです。手紙がすごく立派なことにびっくりしました。郵便局の方が、きちんと本人に渡さないといけないということでしたので、何かすごい郵便物が届いたなという感じでした。その後、ここに来た時点では、最終的に選ばれるというわけではなかったもので、ここからまた2次の候補に入りましたと、そして最後、ここで抽選で選ばれるということだったものですから、ここまで来て選ばれなかったらすごく悔しい思いをさせていただこうと思います。私は選ばれたので良かったんですけども、選ばれなかった方は、後から話したら、悔しい思いをしていた方も多くいらっしゃったような気がします。私はすごくいい経験をさせてもらったという感想です。

司会者

ありがとうございます。では、3番の方、いかがでしょうか。

3番

確か、裁判員に選ばれる可能性があったら受けてもいいかどうかというはがきが一番最初に来たような気がします。それで、私はやってみたかったものですから、マル印を付けてお返ししたと思います。それから、実際に裁判員に選ばれるという、もう少し具体的な可能性がありますという、それこそ立派なお手紙が来て、裁判所からのお手紙ですから、一瞬、何か悪いことでもしたのかなと思いました。

結局、その時点で、最初の時点でやりたくない人は最初からやらないと、やりたくないと書いて出せば、辞退というのはかなり減ってくるのではないのかなと思います。もしくは、20歳になったときに、ドナーの意思カードみたいなものに、将来的にやってもいいとマル印を付けておくとかはどうでしょうか。私は、辞退する気はありませんでしたので、辞退する方が多いというのがちょっと分からないんですけども、そういう意思確認はあらかじめしておいても良いのかなと思います。さらに、この部屋に集まったときに、あそこからさらに数名に減るとは、実は思っていなかったんですね。ここに来て、落ちて、ただ帰るのは非常に残念だなと思います。裁判所まで呼ばれたからには、もう少し確率の高いものにしていただきたいなと思いました。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方、いかがですか。

4番

今は定年になって仕事をしていませんけれども、10年前に裁判員制度ができたときには、色々と会社でビデオだとかを見せてもらって、少しは参考になったなという記憶があります。ただ、そのときに選ばれていたら、会社としては出してくれたと思いますし、理解はあったと思いますけれども、自分としては仕事を置いて、4日も5日も休むというのは、ちょっと難しいと思います。幸い、今回は定年になって、仕事が終わった

後でしたので、そういう意味では、もともと興味はありましたから、自分としては幸いだなと思いました。この年になって経験というのも何でしょうけれども、ぜひ、自分自身としては経験してみたいなと思いました。だから、最初、封筒が来たときはびっくりしたんですけれども、やってみたいという気持ちで参加させてもらったという次第です。

司会者

ありがとうございます。では、続いて5番の方、いかがでしたか。

5番

最初、候補者の通知が来たときには、受けるか受けないかというのは悩みました。どんなことをするのかも分からなかったんですよね。ただ、一つの経験にはなるから、やってみたいなと思いました。裁判が始まる時には、かなり不安がありました。自分が被告人に対して話しかけることがあるのかということも心配しましたが、裁判官の方々が、私たちの緊張をほぐすようなことをしてくださって、何とかやり切れたと思いますので、感謝しています。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方、お願いします。

6番

最初の裁判員のイメージというのは、正直、他人事で、自分事になるなんて想定していなかったのですが、はがきが届いたときにはオレオレ詐欺だと思ってしまいました。裁判所から来るはずがないと思っているので、これは何かまずいのではないかと思った記憶があります。その後、何度か確認の連絡が来たので、間違いなく裁判所からお呼びが掛かっているんだなというふうに理解をしました。そのとき、マンガが入っているパンフレットを御用意いただいたと思うんですけれども、私の印象は、文章が多すぎて、どこを読めばいいのかというのが、戸惑いもある中で、分かりづらい部分が若干あったかなというのと、仕事をしているので、会社の人にどういうふうに言ったらいいのかとか、どういうタイミングで言ったらいいのかとか、そのたくさんの文章の中で、何を会社に提出していいのか、その辺りが守秘義務との兼ね合いでこんがらがってしまって、伝えるのがぎりぎりになってしまったということを記憶しています。

司会者

ありがとうございます。それでは、今度は、8番から10番の方が参加された事件について御紹介させていただきます。これは強盗致傷事件でありまして、民家を狙って強盗をしようとして、その際に包丁で家の人にけがを負わせたけれども、金品までは奪えなかったという事案でした。刑の重さが主な問題となった事件でしたが、判決では懲役3年6か月という結論でした。審理については、選任手続の他に4日間、裁判所にお越しいただいたということでした。それでは、8番の方、裁判員裁判に参加する前のイメージ、また、裁判所に来てくださいという手紙が来たときの感想など、いかがでしょうか。

8番

初めに頭に浮かんだのは、いかにして断るかということでした。色々浮かびましたけれども、最終的には病気、それから地方に旅行すると書こうかなとか、3つ、4つ浮かびました。それでも、近所の人にも聞いて、知人にも聞いたら、断るのは簡単だから

まずは出てみればと、こういうお話でしたので、その日がちょうど、私が尊敬する前会社社長の祥月命日でもあったものですから、札幌で、ちょうどいいあんばいだと思って来ました。そうしましたら、待合室に私が一番最初に来て、1番という番号だったんです。それで、ここに皆さん、何十人か来ていて、まさか1番で当たらないだろうとたかをくくっていたんですけれども、いざ始まると1番という番号が出てきまして、なんて運が悪いんだろうと思ったのですが、ちょっと考えて、いや待てよ、1番っていうのは一番良い番号だし、この場で心を切り替えて、出ようと切り替えました。そして、せっかく選ばれたんだから、翌日から全力でやってみようと思えました。

司会者

ありがとうございます。それでは、続いて9番の方、いかがでしたか。

9番

私は2年前の11月に、黄色い封筒、今まで見たことのない形の封筒を受け取りました。これはもしかしたら、年金の関係で来たのかなと、裁判とは関係ないけれども、何かあるのかなというのが最初の感想でした。中身は一通り読んだのですが、関係ないなというふうにして、たんすの引出しにしまって、すっかり忘れておまして、それで、去年の7月に通知が来て、びっくりしましたね。また、人の人生を左右するところに行けるのかなと、正直言って悩みました。だけど、参加して良かったと思います。特に、自分を見つめることができたというのが最大の収穫でした。自分と対面するというのは、あるようでなかなかなくて、とことん突き詰めて、分からなくなったらまあいいかというようなかたちで済みますけどね。司法に直接関わるということは、自分と真剣に向き合えるなと思いました。ちょうど退職して、どうしようかなという時期だったので、そういう意味では、最初は戸惑いがありましたけれども、非常に勉強になりましたし、もの考え方なり捉え方が少し勉強できたように感じました。

司会者

ありがとうございます。では、10番の方は、いかがでしょうか。

10番

裁判員裁判というのは、正直、無知で、一番最初は登録したんですけれども、できればいいくらいの軽い気持ちでした。それで、裁判所から、何月何日の何時に来てくださいという最終的な書類が届いたときには、びっくりしました。そして、まさか自分が選ばれるわけではないと思って来て、ここに入ったときに、こんなにたくさんいるんだと驚きました。その中から6人を最終的に選ぶということで、じゃあ、選ばれるわけではないなという本当に軽い気持ちでした。私は、受付が時間ぎりぎりだったので、番号も最後の方だったんですけれども、そこで最後の6人目に選ばれたのもびっくりしました。これも自分の人生の経験だなと思って、最初から断るつもりはなかったもので、そのままお話をいただきました。親に話すと、何ばかなことしてるのと言われて、裁判員側の席に座る前に、傍聴席にも座ったことがなかったのに、逆に良いのかなという気持ちはすごく大きかったんですけれども、やってみて良かったなという思いは大きかったです。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございます。では、最後に11番の方が参加された事件について御紹介し

たいと思います。これは、現住建造物等放火の事件でありまして、飲食店従業員の被告人が、経営者と共謀して、保険金目当てで雑居ビル内の店舗付近に火を放ったという事件でした。これは量刑のみならず、共犯者との共謀などが争われた事件でありまして、判決では共謀等を認めて、懲役6年という判決になったということです。

審理については、選任手続の他に5日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは、11番の方、裁判員裁判について、裁判所に来る前のイメージ、また、書類を受け取ったときの感想をいただけますでしょうか。

#### 11番

私も、裁判員というものについては、まさか自分になるということは夢にも思っていませんでした。ただ、最初の通知が来て、その後の通知かどうか覚えていないんですけども、何月に参加することができますかということを書く欄があって、それで何月というのを選べたので、自分の都合の中で選べたから、準備もできたし、選ばれるかもしれないという心構えもできて良かったと思います。ただ、決まってから、ここに来て、候補の方がたくさんいて、この中から選ばれるんだな、まさか選ばれることはないだろうなと思いました。結局、最後の最後に、補充裁判員として選ばれたんですけども、補充裁判員でも、後で聞くと、選ばれたのは無作為抽出によって選ばれたということで、この中の人数から選ばれたんだなあとと思ったら、補充裁判員でも責任重大だなんていう気持ちがすごく大きくなりました。職場の方も、割と休みは取りやすい職場なんですけれども、守秘義務というのがすごく頭にあっただけで、裁判員になったということも言っていないのかどうか、それすらも分からなくて、上司にだけ相談したんですけども、上司もそれって皆に言っちゃいけないことなんだよねと、職場の中でもそういうことが、あまり皆に知られていないような感じだったので、上司にだけ言って休みを取れたのは良かったと思います。あと、ここに来て、多くの人が出て、その人たちも、結局、選ばれたくて、やりたいという気持ちがあつて来てると思うんですね。決まらなかったということで、皆、帰っていったんですけども、そこも、選ばれなかった人を次の裁判の候補にするとか、何かそういう方法を考えてもいいんじゃないかなと思いました。

#### 司会者

ありがとうございます。抽選に関する御提言が他の方からもありましたけれども、制度として参考にしてできる部分もあると思いました。また、伺っておりまして、最初は、裁判、司法って縁遠いと、自分にそんな関わりができるとは思っていなかったということが多くの方から感想として出たというのは、裁判所として、制度が10年近く経っても、まだまだ宣伝や広報が足りていないのかなと反省した次第です。ただ、そうは言っても、皆さんは、何とか都合をつけていただくなどして、参加していただき、裁判員裁判を御経験いただいて、また、多くの方が良い経験だったとおっしゃっていただき、本当に有り難く思っております。

その中で、来るときにやはり色々とお仕事の都合だとか、色々な事情のお話が出ていました。特にそのような発言をされていない方の中にも、お仕事とか、場合によっては育児とか、そういったことをされている方もいらっしゃると思うのですが、裁判所に来て下さいという書類が来たことに関する職場や御家族の反応はいかがでしたでしょうか。それから、来ていただくにあたって、職場や御家族との間で事前にどういった調整

とか相談をされたのかとか、裁判員裁判中、お仕事とか御家庭の御用事、そういったものをどのようにこなされていたのかについて、併せて御事情をお伺いさせていただければと思います。1番の方、いかがですか。

1番

私は、家族も職場も理解があったので、全然苦労もなく集中して参加することができました。

司会者

職場の方では、普段されているお仕事を、どういうふうに代わってもらったりだとか、その辺りの打合せなどに実際には時間がかかったりとか、調整が大変だったとか、そういったことはありませんでしたか。

1番

たまたまですけれども、やっているプロジェクトの区切りがいい時期でもあったので、別段、他の誰かに負担がかかったりということはなく、本当にタイミングが良かったということもあり、私は恵まれた感じで参加させていただきました。

司会者

ありがとうございます。逆に、タイミングが悪い場合だと、どんな工夫や手当てがあれば、より参加しやすくなると感じられますか。

1番

制度的に何かあっても、実際に仕事の現場でやるのは周りの仲間なので、こういう制度があるからといって簡単にいくものではないと思います。やはり、周りとの信頼関係というか、日頃の仕事の調整の仕方とか、そういうことになると思うので、制度的にどうこうというのは、ちょっと違うかなと個人的には思います。

司会者

ありがとうございます。他の方で、職場とか御家庭の関係で、事前の調整等について、こんな点、御苦勞されたとか、もしくはこうやってうまく乗り切ったとかございますか。

2番

ガイドブックとか、色々見たんですけれども、基本は義務だということで、会社側は行きたいという人に対して行くなと言ったら刑罰になるというような内容も見ましたけれども、上司はそういう認識、理解はしていませんでした。確か、冊子に、これを会社側に出してくださいというA4の紙が1枚あったんですけれども、なかなかこれを自分の口から説明するのは難しく、上司も理解がある人とそうでない人の個人差が結構あるものですから、会社側の人事のほうに、裁判所から手紙か何か御協力くださいとかいうのが何かあれば、もう少し苦勞なく休めたのかなという気はしています。

司会者

お知らせが届いた後に、希望に応じて、裁判所から、会社側に説明や協力依頼のお手紙を出してもらえたらと、そういう感じでしょうか。

2番

出さなくてもいい状況の人もいるので、場合によってはお願いするということで、可能であればすごく良いなと思います。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

6番

仕事の部分で、私の勤務が夜になることがあって、初日だったと思うんですけども、初めて法廷に出る日で、すごく緊張も高かったですし、疲労もあったと思うんですけども、その後に職場に戻らなければならないということがあって、片や殺人未遂という話をして、今度は切り替えて仕事場に戻るのが、すごく難しかったんですよ。自分としても、会社が戻って来いというので仕方がないかなと思っていたんですけども、周りの人が言ってくれたみたいで、時間をずらしてあげてほしいということで、それで調整してもらえて、これも務めだということで、対応してもらえたんですね。それでほっとしたというか、肩の荷が下りたという気がしました。そういう意味では、仕事の時間の調整も含めて、対応してもらえるような働きかけをしてくれると良いなと思いました。私の職場では、私が初めての裁判員だったということもありましたので。

司会者

貴重な御意見ありがとうございます。他の方、ございますか。

3番

私は自営業なので、職場の理解とか上司にお伺いを立てる必要はなかったのですが、逆に、選ばれた場合、何月何日から何月何日までの間が裁判期間になりますと、結構前の段階でお知らせをいただいていた。私の場合は、自営業でも、予約の入る仕事なものですから、その期間はすっぽり予約を入れずに備えていました。私は、幸いにも選ばれたから良かったんですけども、ここでの抽選に外れた場合は、その期間はいったいどうなるんだろうとか、もう少し具体的に、選ばれるかどうか、もう少し詰めた段階でお知らせいただいた方が良いのかなと思いました。

司会者

抽選の問題は、なかなか難しいところですけども、貴重な御意見ありがとうございます。

今、御意見を拝聴していて、裁判所側からできることとして、例えば会社の方に手紙を出すという話が出ていましたけれども、皆様が参加できたのは、やはり周りの方の理解や支援があったからとお聴きしました。そういう意味では、裁判員裁判自体の存在意義や制度の説明を行って、広く理解していただき、参加していただくことについて、周りからも御理解をいただけるように地道に活動していくことが大事であると感じた次第です。ありがとうございます。

9番

私は、参加することについて問題はありませんでしたけれども、相談窓口がどこかにあれば、相談できるのにとおもいます。通知が来るまでもやもやして、裁判所に行った方がいいのかどうか分からないままずっといましたので、何か公に、例えば区民センター等に相談窓口があれば、気楽に訪ねることができると思います。

司会者

候補者の名簿に載りましたという段階では、最高裁がコールセンターを設けていたと記憶しているんですけども、たしか、期間が決まっていて、通年ではなかったと思います。そういう意味では、9番の方がおっしゃったように、相談窓口についても、きち

んとしたかたちで伝わらなかったのかもしれませんがね。

9番

市民の相談窓口とか，区民センターの中に設けていただければ，しょっちゅう行く場所ですから，利用しやすいと思います。

#### <法廷での手続について>

司会者

手続の流れを思い起こしてもらいますと，法廷では被告人の本人確認を行ったり，起訴状を読んでもらったりした後に，検察官と弁護人の双方から，プレゼンテーションである冒頭陳述がありまして，その後に証拠調べが行われています。証拠調べでは，書類とか図面，写真といったものの内容の説明が行われたり，証人や被告人の話聞く場面がございました。そういった証拠調べの後に，締めくくりのプレゼンテーションとして，検察官から論告，被告人から弁論というものが行われました。こういった法廷でのやりとりに関して，証拠書類の内容の説明とか，証人尋問，被告人質問の話などが，難なく頭の中に入ってきたのか，中身が理解できたかどうかという点について伺いたいと思います。実際に，法廷に入ってみて，検察官や弁護人が言っていること，証拠の中身，それは分かりやすかったですでしょうか。理解できましたでしょうか。

5番

必ず，法廷に行く前に，控室で裁判官との調整をしますよね。そこで，私たちに分かりやすく説明していただいたので，法廷に行っても，私としては内容をよく理解できたと思います。

司会者

それは，次の法廷ではこのような手続をしますよと，だからこういうことを気をつけて聴いてくださいねという，そういう説明があつて法廷に臨めたから，中身を理解できたと，そういうことでしょうかね。

5番

はい。

司会者

他の方はいかがでしたか。

8番

初日は，私も含めて6人とも緊張しっぱなしで，裁判官の方が何を言っているのか全然理解できませんでした。やはり，裁判という重みが頭のとっぺんにあるものですから。ところが，裁判官の接し方，話し方が，本当に丁寧で，あの笑顔で緊張が溶けたのではないかなという気持ちです。二日目からは，すごく裁判官の言っていることが飲み込めたような気がしました。小学1年生の入学式で席に座っているような感じがしまして，私のときは女の先生でしたけれども，優しくて，笑顔で接してくれていて，皆の緊張を一生懸命ほぐしてくれているのだなと感じました。裁判員になって良かったなというのが，初日の第一印象でしたね。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしたか。

9 番

一番初めに、宣誓から入りましたよね。その宣誓が一番インパクトが強かったです。公平と真実、あとは私情を入れないというのを常に考えて、裁判官に指導をいただきました。ただ、正直に言うと、弁護士と検察官が書かれたものを理解するにはすごく時間がかかりました。専門用語があったり、それを理解するのに、すごく細かく書いてあって、後で何回も読み直すと、ああ、こういうことだったんだというふうに理解できたんですけども、それまでに相当時間がかかったと思います。そのときは、裁判官の方が丁寧にリードしていただいたから何とかできたような感じなんですけれども、審理の時間は、もうちょっと、法廷の中で裁判官との文書ではないやりとりがあれば、言葉のやりとりがあったら、書かれているものを見ながら、理解がしやすいかなと思いました。つい先日、最高裁の裁判官の記事を見ていて、弁護士との対話、主文とうんぬんという記事を読んでいて、裁判官と弁護士とのやりとり、対話が、主文だけで終わるのではなくてというようなことが記事に書いてありましたので、そういったやりとりをすると、裁判員の理解も進むのかなという気はしました。

司会者

ありがとうございます。今指摘されたのは、最高裁でも法廷でのやりとり、コミュニケーションをとるようになったと、そういう報道記事でしたかね。

9 番

はい。

司会者

それも参考にして、裁判員裁判の中でも、書面ももちろん提出しますが、その中身について色々とディスカッションするようなかたちで進めた方が理解しやすかったんじゃないかと、そういう御意見ということでもよろしいでしょうか。

9 番

はい。

司会者

他の方はいかがですか。

1 番

色々と見せていただいた資料ですけども、やる前は、難しい言葉を延々と読み続けなければならぬのかなと思っていたのですが、いざ見せていただくと、私が参加させていただいた事件については、特に、検察官が作った資料が、思いのほか、色を使っていたり、図が入っていたりと分かりやすく、勝手に想像していたイメージと違って、素人に分からせようという工夫が感じられて良かったと思います。逆に、ちょっと失礼ですけども、弁護人が作られた資料の方は、ただ文章が羅列されているだけで、ちょっと残念な印象でした。

司会者

検察官は、だいたい図を使って、冒頭陳述とか論告とかやっていることが多いかなと思うのですが、弁護人は人それぞれという感じでしょうかね。それぞれ、伝えるための工夫はしていると思うんですけども、1 番の方としては、検察官のカラーで図を使ったものが分かりやすく伝わってきたということでしょうか。

1 番

はい。

司会者

ありがとうございます。では、11番の方はいかがですか。

11番

初めて法廷に入ったときは、今まで入ったことがないので、ドラマを見ているような感じで、すごいなと感動しました。その後、審理が始まると、だんだん自分の緊張感も高まって行って、検察官と弁護人の捉え方の違いとか、被告人の供述を聴いて、火災保険金を目的とした放火だったんですけれども、被告人は共犯者で、主犯格の人が別にいたので、被告人の言っていることが真実なのか虚偽なのか、何が真実で何が嘘なのか、全く分からなくなってしまうというか、そんな感じでした。でも、法廷に入る前に担当の裁判官から資料をいただいて、事前説明を受けて、色々聞いていたので、何を議論しなければならないか、弁護人の話とか検察官の話とか、そういうことは、その裁判のときに、だいたい理解できました。

司会者

ありがとうございます。他の方でも、事前に、法廷に入る前に、裁判官からの説明があったから分かったというお話がありました。それは公判前の中で、証拠がどういう位置づけなのか議論したことを踏まえてのことだと思いますけれども、裁判官がそのような位置づけについて説明をしてくれたから、実際の法廷の中でのやりとりについて理解できたということでしょうか。

11番

はい。

2番

まず、検察官と弁護人、お互いの証拠調べというのが始まっていくと思うんですけれども、証拠調べの証拠が、事件や判決に関係しない材料がけっこう多かったという印象がありました。例えば、被告人の息子さんの職業とか、いつ生まれたとか、いつ結婚したとかというのは、この裁判をやる中で、あまり影響しないですよ。どこで働いているとか、子どもがいるとかというのは、判決とか量刑を決めるのには、あまり重要ではないと思うのですが、そういった部分についての証拠調べの時間が多かった気がします。弁護人の証拠調べは無駄な時間が多かった印象があったのと、逆に、殺人未遂の話だったものですから、殺意があったのか、どれくらい計画的に行われていたものなのか、衝動的なものだったのかという部分で、色々な状況が考えられたんですけれども、検察官からの証拠としては、どういう体勢で首を絞めたとか、実際、凶器になったものとか、そういう状況説明の時間とネタがすごく少なかったような、抜けているものもあったような印象がありました。私としては、大事なものの情報が少なくて、逆にいらぬものの情報が多かったなという印象がありました。

司会者

ありがとうございます。情報の取舍選択ということですが、2番の方が関わった事件というのは、被害者である奥さん自身は証人としていらっしやなくて、代わりに調書の朗読になったというふうに聞いておりますけれども。

2番

証人尋問の証人も、事件に全く関わりのない方が来ていたものですから、そういう人が証人で来ても、私としては、その被告人が後々、お世話になる施設の代表の方が来られても、そこで長い時間を使っても、量刑に大きく影響するのかなと、その人が証人として成り立っているのかなという思いが、正直言ってありました。本当は、被告人の親族とか、そのときは来れなかったんですけれども、証人の立ち位置も疑問に思った記憶があります。

司会者

ありがとうございます。一番大事なところの証人が来ておらず、量刑の関係でもそれほど関係なさそうな証人だったということで、情報の選択がどうだったのかなということでしょうかね。その奥さん自身の調書の中身自体というのは理解できたのでしょうか。それともやはり、実際出廷してもらった方が判断の上で良かったのか、その辺はいかがでしたか。

2番

奥さんの供述はそのときに読み上げられましたけれども、もし、奥さんが証人として来られていたら、多少、影響はあったと思います。

5番

奥さんが来られたら一番良かったんですけれども、奥さんが実際に被告人を恨んでいたか、恨んでいないのか、良く思っていたのか、良く思っていなかったのかがはっきりしなかったんですよ。実際に来てもらうような措置がとれなかったのかなということは思いました。

司会者

ありがとうございます。どの事件でも有罪となって、量刑判断が問題になったわけですが、量刑の考え方とか、決め方、普段生活する上ではすることのない、なじみのないものかなと思います。こういった量刑に関する検察官や弁護人の主張とか立証、こういったものについては、中身は分かりましたでしょうか。先ほど、2番の方からは更生施設の方は証人としてどうなのかという御感想が出ましたけれども。

4番

量刑の範囲というのが、初めて今回分かったんですけれども、例えば殺人の場合は、何年から何年と、あとは自首したとか中止したら半分になるとか、私としては、非常に分かりやすい範囲だと思ったのと、過去の例、同じようなものがあるって、その例に縛られるわけではありませんけれども、資料として評議の場に出されたのは、意見を出す上で参考になりました。

司会者

ありがとうございます。評議のところまでお話しいただきましたけれども、法廷の場での検察官や弁護人の情状に関する主張とか、特に4番の方が関与した事件では、執行猶予か実刑かというのが問題になった事案だったと思います。そういった、検察官は実刑をと、弁護人はぜひ執行猶予をとった主張、またそれを肉付けするような根拠に関する主張、立証、そういったものが、それぞれ自分に伝わってきたか、また理解できたかどうかという点についてはいかがでしょうか。

4 番

私は理解できました。それと、文書で色々とありましたけれども、資料として、表にしたり、矢印を付けたり、そういう面では資料は見やすかったと思います。検察官も弁護人も両方とも見やすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。中身の確認という意味で、資料があつて助かったということでしたけれども、こういう理由からぜひ執行猶予にすべきであるとか、こういう事情があるから執行猶予ではなく実刑でなければならないとかいった主張が、それぞれよって立つ根拠とか、理由とかがきちんと伝わっていましたでしょうか。

4 番

あの事件の場合は、先ほども出ていましたけれども、自首だとか中止未遂だとかが争点だったと思いますけれども、それは伝わってきましたし、我々は理解できたと思います。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

8 番

私が担当した事件は、強盗致傷でした。2日、3日終わった段階で、皆さんとお話をしました。この事件では被害者を傷付けているのですが、あの被害者が少しでもひるんでしまったら、場合によっては、もっと傷がひどかったのではないかなと思います。私が常々考えるのは、加害者は、ある程度、量刑の例が過去にありますから参考にするんですけれども、被害者の精神的苦痛をあまり重要視していないような気がするんです。私もそういう身になってみれば、犯人は刑が確定して、刑務所に入って、出てしまえばそれで終わりますけれども、被害者は一生その恐怖と闘わなければならないという、また出てきたら、もう一度、自分の家に来るかもしれないんじゃないかなという恐怖があると思うんです。最近、テレビとかでも見えますと、罪が軽いんじゃないのかなと、常にそう思っています。

司会者

御意見ありがとうございます。検察官や弁護人の量刑に関する主張や立証について、そこはどういった意図でこの尋問をしているのか、どういった理由でこの証人を請求しているんだとか、話を聴いているとか、そういった辺りというのは十分理解できたということでしょうか。

1 番

分かりやすく話は聞けましたけれども、最後は自分の気持ちに全てがかかっているような気がしたので、すごく責任は重いなと今でも思っています。こちらの最初の印象のようなものをちょっとでも揺さぶるような話が、弁護側からは全く感じられなかったの、そういう意味ではちょっと残念というか、もうちょっとお互いのやりとりというか、あった方が良かったのかなという気はしました。

司会者

ありがとうございます。量刑の話を中心に聞きましたけれども、法律上の問題があるような事件、それから、量刑の話題以前にどんな犯罪が成立するか、それ自体に争い

があった事件もあったようですが、その争っている部分については、検察官や弁護人の主張、立証の内容もそれなりに多かったのかなと思います。例えば、11番の方が参加した事件でいうと共謀とか、難しい論点だったのかなと思いますし、2番から6番の方が参加した事件では自首が問題となったというふうに聞いております。その辺りの検察官や弁護人の主張や立証のところで、おいてけぼりになってしまったというようなことはありませんでしたか。

11番

法廷が終わって控室に戻ってから、裁判官から、今話したことの復習とか、そういうのを聞かされたので、だいたい理解できました。

司会者

その場で聞いて、ぱっと分かったかどうかというところはいかがですか。

11番

その場では、やはり分からなかったです。法廷では、なかなかついていけなかったですね。部屋に戻って来て、今話したことの復習みたいな感じで聞かされて、そうなんだなと自分の中で納得していました。

坂田判事

法廷で分からなかったというのは、実は我々にとってはすごく深刻な問題で、検察官なり弁護人は、法廷で伝え切ると。自分たちはこういうふうに主張したい、こういうふうに思っている、その根拠となる証拠の内容を伝え切りたいというふうに思っているはずなんです。法廷にいるときには、実は頭に入ってこなくて、評議室に戻ってから、裁判官の説明ではじめて理解できたというのは、あるいは反省する必要があるかもしれません。

11番

頭に入ってこないというか、自分も緊張してしまって、検察官の話とか、弁護人の話を聴いているのは、自分にとっては緊張感というか、メモも取っているんですけども、気分が上がってしまっていて、部屋に戻ってから落ち着いて自分のメモとかを見て、そうだったんだなと。これは私だけで、他の方はちゃんと分かっていたのかもしれないけれども。

司会者

情報としては吸収しているんだけど、心を落ち着けて整理するには、やはり戻ってきてからの説明が必要だったということでしょうかね。

11番

そうですね。

司会者

緊張をほぐすところから含めて、課題があるかなというふうに感じました。ありがとうございました。2番から6番の方が参加された事件については、自首の部分が難しかったとか、そういったことはありましたか。

3番

私たちが担当した裁判は、事実関係の争いはなかったものですから、自首が成立するか、中止未遂が成立するかというところで、検察側は実刑を望み、弁護側は情状酌量で

執行猶予を付けてほしいということだったんですけれども、事前の裁判所を含めての三者による打合せがなされていたようで、検察官も弁護人も、法廷ではただ淡々と、強く情状を訴えるわけでもなし、ただ淡々と文章を読む、検察官もただ淡々と文章を並べただけで、本当に実刑にしたいのか、本当に情状酌量してもらいたいのか、強い力は、あそこに座っていても感じられませんでした。

奥田弁護士

出来レース感というのがありましたか。

3番

ありました。

### <評議について>

司会者

続いて、評議についての御意見、御感想を伺いたいと思います。評議の場に移って有罪か無罪かを判断する、その上で有罪であれば刑を決めると、その話し合いを行ったわけですけれども、ここでは率直な意見を伺えればと思っています。評議の場で、御自身の御意見を述べられて、お互いに議論が十分にできたかどうかというところです。

例えば、論告や弁論を聴いて、検察官の勝ちとか弁護人の勝ちとか、白黒つける判断というのは難しくなかったでしょうか。

坂田判事

裁判員等になられる前は、専門知識がないのに務まるわけがないという感じがあったのではないかと思います。ただ、おそらく、今日お揃いの皆さんは評議で裁判官と対話ができ、意見交換をしていただけたのではないかと思います。それは振り返ると、プロの検察官の言い分、プロの弁護人の言い分について、批判的に見ることで、色々と意見をお述べいただけたと思うんですね。その具体的な内容については評議の秘密なのですが、最初は務まらないと思っていたけれども務まったと、その辺りの最初の印象をどういうふうに乗り越えられたのか、お聞かせいただければと思います。

3番

裁判長を含め、裁判官の方の説明が非常に分かりやすく、かと言って、職業裁判官の考え方に誘導しないように、実に巧みにやっていただいたと思います。そういう意味では不安はなかったんですけれども、先ほども申し上げた法廷での、検察官対弁護人の盛り上がりの無さが、逆に評議室の中では盛り上がりまして、非常に白熱した評議ができました。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしたか。

9番

事件は強盗致傷だったのですが、検察官は6年の懲役で、弁護人は3年の懲役とその執行猶予をというふうに主張していました。評議の中に入って、色々と、こういうケースの場合はどうかとか、過去の例を裁判官に御説明いただいて、少しずつ分かりかけたのですが、常に思っているんですけれども、検察官が主張する懲役はすごく厳しくて、弁護人は量刑を軽く主張する。同じ情報やデータがあるのに、どうしてこんなふうに

差がつくのかなというのが疑問でした。

4番

私たちの事件は、争点は執行猶予を付けるかどうかということでした。評議では、一方的に決めたのではなく、色々な人がいて、色々な意見が出て、最終的に決めたというのが良かったと、今は思っています。

司会者

ありがとうございます。

5番

一つ質問があるのですが、例えば、執行猶予になった場合、判決が終わってからのことは我々が知る必要はないのかもしれませんが、その後、再犯があるのかなのかというのは分かるものなのでしょうか。

司会者

制度としては、基本的には、裁判所にそういった連絡が入るようにはなっていませんね。

5番

判決に関わった者としては、その後どうなったかなという興味はあります。それは、分からなくてもいいことなんでしょうけれども、果たして執行猶予を付けたことが正しかったのかどうかということもありますので。

司会者

お気持ちとしては、とてもよく分かります。そこまで入り込んで御参加いただいたことに感謝いたします。ありがとうございます。

10番

一番最初にいただいた、弁護側と検察側からの文書の中に違いがありまして、被告人、被害者、それぞれ一日目と二日目で、口頭で説明してもらったのですが、どうしてこんなに違うんだろうと不思議に思いました。テレビの見過ぎなのかもしれませんが、口裏を合わせているのかなと思ったりもしました。評議室に戻って、そのときは写真があったので、それを見て、このドアの開き方だとかうだよねとか、あだよねとか評議をする中で、やっぱりそういうふうにはならないんだとか、やっぱりこうなんだとかいうのが、自分の中でもどンドンと解けて行って、話を聞くだけとは、やはり違うなと感じました。それから、午前中に被告人と被害者から話を聴いて、午後からも質問の時間があったのですが、一旦戻って、裁判長たちとの評議の中で、どうしますかと問われて、私は些細な事でも疑問がある場合には質問させていただいたんですけども、そこで裁判長が、じゃあ、それを質問しましょうかと言っていただいて、直接本人に質問ができました。それが大きかったというもあるし、書いてあることが違っていても、自分の中で疑問を持った場合には質問って大事なんだなということを思いました。あと、戻ってからの評議が、皆さん、本当にそれに対してまっすぐに向かって話をしていたなというのが思い出にあります。

司会者

ありがとうございます。

6番

私は補充裁判員だったのですが、裁判官や裁判長はものすごく偉い人、というのが感覚的であって、自分は法律についても無知ですし、話し合いとかもどうやって進んでいくのかなと思っていました。ところが、裁判長から、皆さんの忌憚のない意見を言ってくださいということを繰り返し言っていただきました。法律家ではないけれども、一市民としてこう思うという感覚が大事だとおっしゃっていただいたので、私はこう思いますと、補充裁判員ながら言えたのが、自分としては良かったと思っています。また、初対面で集まっているメンバーなので、どこまで意見を言っているのかとか、この人たちの背景には一体何があるのかというの、もちろん分からない上なので、自分が意見を言って否定されることがあるかもしれないとか、合っているかなとか、そういうような考えも出てきて、不安も少なからずあったと思うんですけども、後々になって、少しずつ皆さんとも打ち解けて、最終的な判断の場面では、皆さん、意見をストレートに言っていました。また、被告人に対する最初のイメージと最後のイメージが、私は全然違ったなと感じました。皆で話し合っ、色々な人の意見が聴けたので、自分の人生の幅が広がったような感覚がありました。

司会者

ありがとうございます。評議できちんと意見を言えたかどうかという点ですが、1番の方はいかがでしょうか。

1番

最初は、無限にある量刑の中から「何年」と決めるなんて、素人にできるのかなという思いで始まったんですけども、裁判官の話の持っていき方とか、ステップを踏んで話を聴いていくと、だんだんと理解できて、自分の中での整理もできて、納得したかたちで話もできたし、非常に上手いなと思いました。本当に良い経験になったと思います。また、ランダムに選ばれていることにも、すごく意味があると思いました。案外、意見が分かれて偏るのかなと思ったんですけども、無作為に選ぶということの意味はすごく感じました。

司会者

ありがとうございます。皆さんも色々と議論をして、最初は心配されていたけれども、だんだんと慣れていって、色々な意見交換や議論をする中で定まっていっただということのを伺って良かったと思います。

評議の後、最後に判決を言い渡すわけですけども、判決の後のことについて伺いたいと思います。判決を言い渡した後に、どんなふう感じたでしょうか。裁判員裁判に参加して、そのことをどのように受け止められたのか、お聞かせいただければと思います。

4番

先ほども出ましたけれども、あの事件の後、どちらかが控訴したとすると、自分としては、我々が一生懸命、真剣に話したのが何がいけなかったのか、たぶん考えるんだろうなと思います。それと、今回参加した結果、他の、昨今騒がれている他の事件、特にあおり運転の事件がありましたよね。検察側と弁護側が、あれが裁判員裁判でなかったらこうなったんじゃないとか、新聞だとか雑誌に出ているんですけども、私としては、裁判員裁判だからこそ、専門の法律家ではないからこそ、ああいうのが出たのでは

ないかなと密かに思った次第です。あれは関連付けてはいけないよとか、あおりと事故は別の話だとか言いますが、私たち市民感覚で言ったら、いや、そうではないと、関連していて、あれがあったからこうなったんじゃないかと私は思いました。専門家でないからこそ、ましてや裁判員裁判に参加したからこそ、中身を少し分かっているからこそ、こうなんだなど。あとは、色々な事件について興味を持つようになりました。その点では、自分自身、本当に良かったと思っています。

司会者

興味が湧いて、しかも、司法や裁判に対する理解も深まったということですかね。

4番

はい。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

5番

終わってから、担当裁判官に、もし私が若かったら、裁判官を希望することがあったかもしれないということを申し上げました。やってみて、すごく裁判の重要性について確認することができた気がしました。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがですか。

2番

終わった後は、出来レース的な感じがしていたので、テレビのイメージと実際の裁判では、全然違って、法廷内での議論とか戦いみたいなことは一切なく、持ち時間の間、淡々と文章を読み上げるだけで、評議室では白熱したんですけども、法廷内はシーンとしている感じで、何を話すかというの分かる雰囲気、やってみた感想としては、少し拍子抜けした感覚はありました。事件に関しても、被告人が高齢だったものから、私も被告人に質問したんですけども、その質問も理解できないような感じもあって、法廷があまりにも静かすぎて、自分の質問も伝わらないということもあったので、もし、次にやる機会があれば、法廷ももう少し活発で、頭を悩ますような裁判に立ち会えれば、感想も少し変わってくるのかなと思います。裁判長の誘導的なものも一切ないですし、もちろん出来レースではないんですけども、その振り幅があまりにも狭い中でやっている感じがしました。正直言って、あまり悩まなかったです。自分の中では、結構簡単に物事が進んだので、簡単な物事を決めるのに、どうしてこんなに時間をかけるのかなと思いました。

1番

経験する前は、テレビでニュースとかを見ている、簡単にこんな死刑だよとか思っていましたけれども、実際にやってみて、評議の場で色々な説明を受けたのですが、まずは罪についてどれくらいの量刑ですよと、心情はその後ということを経験させていただいて、おかげで、最近はニュース等を見ると、その経験を活かして、心情だけで言えば死刑かもしれないけど、現実的にはそうではないよなというのが分かって、今まで何となく見ていたニュースを、もうちょっと深く踏み込んで見ることができるようになって、すごく感謝しています。多分、経験していない方には、経験する前の自分と一緒に、

そういう感覚はないと思うので、今は、身近で接することがある人に、機会があれば、経験談を少しでも聞かせてあげて、そういうものだよというのを、ささやかながら広げていきたいなと思っています。

司会者

心強いお言葉、ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

8番

最初にも言いましたが、裁判員裁判を断るにはどうしたらよいかということで頭が一杯でしたけれども、自分がいかに裁判というものに無知だったかということを感じました。3日、4日目あたりになってから、自分でも驚くほど積極的になったような気がして、家に帰ってからも、普段なら聞かないようなことを突っ込んで聞いたりしていました。また、証拠品である包丁について、刃の磨き方が、ちょっと前に磨いたもので、私は職業柄、刃物を見る目は人以上にあるものですから、こういう感覚というか、物事を見れるというのは、やはり、こういう機会がないと、できないことだと思います。先ほどおっしゃっていた方がいましたが、テレビだけ見ると、こういうことはまず考えない。現実、その場において、身を置いて、皆さんと話をして、一つのものに向かっていったというのが、ものすごく大事なことであって、すごく自分にとって大変な経験をさせていただいたなど、今さらながら感謝しています。こう言うのは何ですけれども、後で冷静になって考えると、裁判官の方に誘導されたという面も無きにしも非ずですけれども、うまく一人ひとりの意見を引き出そうとする努力がすごくあったなと感じました。良い経験をさせていただいて、ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。

9番

私も、非常に勉強させていただきました。裁判員裁判でも、私たちは4日、5日でしたけれども、かなり長期に、何か月にも亘ったというものがありませんでしたね。どうしてそうなるのかなという疑問を持ちながら、やっぱり裁判員裁判でも、何か月もかかる事件もあるのだなと、見方が随分と変わりました。また、個人的にですが、もっと法の整備というのはやらないとならないということと、あとは日本の成り立ちはどうなっているかとか、そういう方に目が行くようになって、それは裁判員裁判のおかげかなと思っています。非常に感謝しています。

司会者

興味、関心がどんどん広がっていったということですね。ありがとうございます。色々と考えが深まったとか、視野が広がったというお話をいただきました。先ほど1番の方からも周りの方にも経験とかを伝えているというお話がありましたけれども、そういった方、他にもいらっしゃいますか。また、そのときの周りの反応とか、どんなふう受け止めているかというのが、もしあれば伺いたいのですけれども。

3番

私も、裁判員を経験させていただいてから、友人、知人に裁判員をやってきましたと、とても良かったと、こういう経験はぜひ皆のところに通知が来たら断らずにやった方がいいよと言ってはいるんですけれども、その方々はだいたい、どうやったらなれるのと

聞いてくるんです。私は無作為抽出らしいよと、だから悪いことしないで頑張っていれば、いずれ案内が来るかもしれないからと言っているんですけども、本当に無作為抽出なのかなっていう気は未だにしています。

司会者

そこは間違いなくそうです。そのように周りの方に伝えていただけることは、本当にありがたいと思っています。

6番

感想も含めてということになるのですが、まずは、周りの協力も得られたということで、職場への恩返しではないですけども、判決が出たときに、新聞記事をコピーして切り取って、この事件に携わりましたということで、貴重な経験をさせていただいて、皆さん御協力ありがとうございましたということで、職場の掲示板に貼りました。意外と、皆さん、守秘義務だと思っているので、聞くに聞けない、聞きたいけどどうしたら良いかというのを感じられているみたいでした。細かいことは話せないけど、私が言えることなら伝えますよと職場の皆さんには言っていて、やはり皆さんもすごく興味があって、選ばれるのは相当な確率だよと言われますね。選ばれたらやりたいという人はたくさんいるのではないかなと思います。職場以外の人にも話したら、先ほどもお話が出ていましたが、長期に亘ってしんどい事件に当たった人は、ちょっと心がきつかったというお話があったというのも聞きました。周りに経験した人もいなかったもので、これまでは話題に出たこともなかったんですけども、当たったらどうすると聞いたら、意外とやってみたいという人が多くて、仕事はどうするのと聞いたら、休むと、義務だからと言っている人もいました。

あと、私が、今回の事件で感じたのは、被告人という人が、これまでは紙面とか映像でしか見たことがなかったので、立体として浮かび上がったのはもちろん初めてだったんですけども、これまでは悪人だと思っていたんですね。悪い奴らというふうに思っていたんですけども、その裏側を聞くと、いつ自分が置き換わっても、どんな人間でも被告人側に座るといふことがあるんだなというふうに思いました。介護殺人だったので、やっぱりそういう記事には興味を持つようになったし、何かできているわけじゃないけど、こういうのは地域でどうにかしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。本当に貴重な経験だったなというふうに思っています。これからも皆に伝えていきたいと思っています。

司会者

興味が裁判だけではなく、地域社会のことにまで広がったと伺って、本当に光栄に思っています。ありがとうございました。

## <これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

それでは、最後になりますが、これから後続く裁判員に対して、何か伝えておきたいメッセージがありましたら、ぜひいただければと思います。

11番

選ばれる確率が低い中で選ばれたということは、本当に光栄に思います。良い経験を

したと思うので、皆さんも、もし選ばれたら、お仕事とか、家庭のこととか、色々な条件がクリアできれば、ぜひ参加してほしいなと思います。また、参加することによって、色々な事件に興味を持つということもあるけれども、人と人との関わり合いとか、日常的な物の見方も全然変わってくるのではないかなと思います。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがですか。

4番

私は今、60代ですけども、30代か40代のときにでも、こういう経験ができれば、すごく仕事に対しても幅が広がったんじゃないのかなと思っています。こういう経験があれば、非常に、考えの幅が広がっていくんじゃないかなと思うので、どんどん若い人にやっていただきたいと思います。今はもう仕事をしてませんけれども、もし、私が働いていれば、職場でも勧めたいくらいです。

司会者

むしろ、若いうちにやっておいたほうが良いんじゃないかと。

4番

ええ。若いうちにできたら良かったなと思っています。

1番

私は経験して良かったと思っているんですけども、ひとつだけ言いたいのは、たまたま当たった事件が、人の生死に関わるものではなかったもので、素直にそう思っているんですけども、もっと残虐な事件だったら、正直、こういう気持ちになれたかなというのがあるので、その辺は考慮していただく必要があるのかなと感じます。それを除けばいい経験になるので、高校生になる娘には、ぜひ話を聞かせてあげたいなと思っています。時々話しています。ただ、日々の暮らしが忙しくて、なかなか興味を持ってもらえないのですが、先ほどもおっしゃられていたように、ぜひ若い人にも経験してもらいたいと強く思います。

司会者

ありがとうございます。御指摘いただいたようなシビアな事件については、御負担にならないような配慮が必要であると、我々も思っておりますので、引き続き工夫をしていきたいと思っております。他の方はよろしいですか。

9番

一番の狙いは、国民の目線が入ることだと思いますが、私たちの中には、大学生が入っていたのですが、世代が違くと、ちょっと視点も違っていただけ感じました。ましてや、これだけ多様化する時代の中で、国民目線であるのであれば、若い方とか主婦の目線もすごく大事だと思うんですね。どうしても日本は男社会が強いと思うのですが、主婦の目線というのは確実なんですよ。また、これからの時代はコンピューター化社会ですから、若い人にも、早い段階で経験させていただけるようなシステムを希望します。

司会者

ありがとうございました。

## <記者からの質問>

司会者

本日は、記者の方がいらしています。最後に、これまでの意見交換の内容を踏まえて、何か質問等がありましたら、どうぞ。

記者（北海道新聞）

辞退率の高さというのが、問題の一つになっていると思うんですけども、ここにいらしている皆様は、ある意味、興味を持たれている方が多いと思うので、改めてお伺いしたいのですが、辞退率の高さに対しての対策というか、辞退される方が減るようなアイデアのようなものがあれば、教えてください。

2番

私は現役の会社員なものですから、正直に言うと、5日間休むというのは、自分の売上げの関係でも厳しいわけです。さらに有給を消化しなければならないということがあるものですから、国民の義務という位置づけなのであれば、有給ではなくて公休扱いの制度にするとか、なるべく個人が休むにあたって負担が出ないような配慮を、国として、もっと企業や経営者に伝えてもらったり、それを強制的にやってもらったりすることが、一番重要だと思います。

9番

町内会の人とか、地域の人が、意外と理解していないんですね。裁判員制度自体が、話してもピンとこないというところがあるので、町内会とかの影響力のある方々への広報だとか、報道機関でキャンペーンを組んで報道するのも一つだと思います。

6番

例えば、選挙のときに、やってみたい人が自ら投票するという方法はどうでしょうか。ネット上でも良いと思いますけれども。そういう人をうまくマッチングさせるというか、そこから無作為に抽選しますよということであれば、もともとやる気がある人なので、確率は上がると思うんですよ。きっとそういう方法をとらない理由があるとは思いますが、

記者（北海道新聞）

被告人と連日対面したり、今回は直接的な証拠は少なかった事件もあったように思いますが、一般的に、裁判員裁判にかかるような事件ですと、凶器とか被害者の傷口の写真とか目にする機会もあると思うんですけども、精神的な負担に対する配慮みたいなものは、何か感じましたでしょうか。あるいは裁判が終わった後の恐怖感とか、思い出すようなことがあったということがあれば、教えてください。

8番

先月だったと思いますが、テレビに裁判員裁判に参加したという方が出ていて、重大な事件ということで、やはり1か月くらい精神的に動揺があったというのを見ました。我々も傷口の写真や凶器を見ましたけれども、果たして殺人事件だとか、万が一、法廷の中で見つらいものが出たらどうなのかなという感想は持ちました。自分が普通の気持ちでいれるかどうかというのは考えさせられました。

司会者

8番の方が御覧になられた傷口はそれほどたいした傷口ではなかったけれども、もし、

もっとシビアなものだったら、心配だったかと、そういう御感想だったということですかね。

8番

はい。

2番

自分が担当した事件は殺人未遂だったので、傷口は20何か所とか、かなり多かったのですが、裁判の中では、裁判員に対する配慮はされていたと思います。写真ではなくイラストになっていました。イラストになっていたものですから、20何か所とはいえ、精神的な影響はなかったですし、色々な配慮がされていると感じました。

司会者

ありがとうございました。

本日は、経験者の皆様には長時間お付き合いいただき、ありがとうございました。皆様から貴重な御意見を伺うことができました。裁判員裁判に参加するにあたっては、御苦労された様子も伺いましたけれども、我々にとっても色々な課題はありつつも、全体としては証拠や主張の内容を御理解いただいた上で、十分議論していただけたことが伝わって参りました。また、裁判員裁判の経験が、皆様のその後の生活にとってプラスになっているという御発言も伺えたところで、大変嬉しく思いました。いただいた課題とか注文については、法曹三者でしっかりと検討して、今後も、裁判員裁判をより良いものにしていきたいと思っている次第です。

それでは、本日の意見交換会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。